



秋田県公報

目 次

告示

生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(六一五・福祉政策課)…………… 1

生活保護法による医療機関の指定(六一六・福祉政策課)…………… 1

生活保護法による指定医療機関の変更(六一七・福祉政策課)…………… 2

生活保護法による指定施術者の事業の廃止(六一八・福祉政策課)…………… 2

生活保護法による施術者の指定(六一九・福祉政策課)…………… 2

道路区域の変更及び供用開始(六二〇・道路課)…………… 3

開発行為に関する工事の完了(六二一・北秋田地域振興局建設部)…………… 3

開発行為に関する工事の完了(六二二・由利地域振興局建設部)…………… 3

開発行為に関する工事の完了(六二二・由利地域振興局建設部)…………… 3

都市計画事業の事業計画の変更の認可(六二三・由利地域振興局建設部)…………… 3

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出(七六)…………… 3

政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(七七)…………… 4

政治団体の解散の届出(七八)…………… 5

政治団体の収支に関する報告書(七九)…………… 5

公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(八〇)…………… 6

告 示

秋田県告示第六百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十八年八月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
北秋田市訪問看護ステーション	北秋田市長	北秋田市脇神字南陣場出十番地	平成十八年三月三十一日
二ツ井町国民健康保険富根診療所種梅出張所	二ツ井町長	山本郡二ツ井町梅内字前田百六十九 一	平成十七年六月十七日
作左部歯科医院	作左部 公寿	由利本荘市中堅町二十九	平成十八年二月十二日

秋田県告示第六百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十八年八月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名	指定年月日
能代市国民健康保険富根診療所種梅出張所	能代市長職務執行者	能代市二ツ井町梅内字前田二百六	内科	平成十八年三月二十一日
たむら船越クリニック	医療法人青葉会 理事長	男鹿市船越字内子二百二十四 九	内科、循環器科、泌尿器科、皮膚科	平成十八年七月一日
たかのす今村クリニック	医療法人 久幸会 理事長	北秋田市栄字中綱八十九 五	内科、心療内科、精神科、神経科、神経内科	平成十八年七月三日
こいずみ眼科	小泉 敏樹	鹿角市花輪字鎌倉平五番地一	眼科	平成十八年七月一日

作左部歯科医院	作左部 壽	由利本荘市中堅町二十九	歯科、矯正歯科、小児歯科	平成十八年二月十三日
さくら・デンタル・オフィス	藤澤 雅人	南秋田郡井川町浜井川字杉ノ実二二四 一	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	平成十八年七月十八日
調剤薬局 ふらっと	有限会社東邦ドラッグストア 代表取締役	男鹿市船越字内子一番二百五十	調剤薬局	平成十八年六月二十日
北秋田市訪問看護ステーション	財団法人たかのす福祉公社 理事長	北秋田市脇神字南陣場代十番地	訪問看護	平成十八年四月一日

秋田県告示第六百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の

規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十八年八月十一日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後	
由利本荘医師会病院	社団法人 由利本荘医師会 会 長	由利本荘市水林四百五十六番地四	本荘由利医師会病院	由利本荘医師会病院	平成十八年四月一日

秋田県告示第六百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施

術者から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十八年八月十一日

秋田県知事 寺田典城

氏 名	住 所	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
藤島 弘行	北秋田郡鷹巣町鷹巣字愛宕下四十四 一	萬堂整骨院	北秋田郡鷹巣町材木町一 十八	平成十五年二月二十八日
藤島 弘行	北秋田市鷹巣字愛宕下四十四 一	萬整骨院	北秋田市鷹巣字愛宕下四十四 一	平成十七年九月三十日

秋田県告示第六百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施

術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十八年八月十一日

秋田県知事 寺田典城

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
-----	-------------	---------------	-----------	-----------

藤島弘行	萬整骨院	北秋田市鷹巣字菱岩下四十四 一 大館市赤館町四 五	柔道整復	平成十八年五月二十六日
------	------	------------------------------	------	-------------

秋田県告示第六百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づ

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十八年八月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧				
県 道			山谷富根停車場線	能代市外割田字前田四六番二から常盤字太田面二七六番三まで	八・〇〇～二六・〇〇	〇・二九七
			山谷富根停車場線	能代市外割田字前田四六番二から常盤字太田面二七六番三まで	八・〇〇～二六・〇〇	〇・二九七

二 供用開始の期日 平成十八年八月十一日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
期間 平成十八年八月十一日から同月二十四日まで

秋田県告示第六百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十年五月十九日付け指令北土 五二二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年八月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大館市字中城二十番地
大館市長 小畑 元
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
大館市花岡町字前田百八十一番一

秋田県告示第六百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規

定により平成十八年四月二十四日付け指令由建 百四十九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十八年八月十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
由利本荘市西目町沼田字新道下二番五百三十九
秋田精工株式会社
代表取締役 須田 精 一
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
由利本荘市西目町沼田字新道下五百七十二番二、五百五十三の内、五百七十番一の内、五百七十一の内、五百七十二番二の内及び七百七十六番三の内

秋田県告示第六百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十八年八月十一日

秋田県知事 寺田典城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成十八年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定に基づき、告示する。
平成十八年八月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

その他の政治団体

政治団体の名称	小林俊悦後援会	代表者氏名	鈴木 信一	会計責任者氏名	小林 武	主たる事務所の所在地	北秋田郡上小阿仁村大林字屋布廻四十六番地	届出年月日	平成十八年七月二十五日
---------	---------	-------	-------	---------	------	------------	----------------------	-------	-------------

秋選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十八年七月一日から同月三十一日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年八月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	新	内	旧	容	届出年月日
自由民主党十文字町支部	主たる事務所の所在地	横手市十文字町字西下一番地八		平鹿郡十文字町字富沢四十二番地		平成十八年七月四日
自由民主党比内支部	主たる事務所の所在地	大館市比内町扇田字白砂百四十二番地		北秋田郡比内町扇田字庚申岱二十九番地七		平成十八年七月十日
	代表者	殿村直也		佐藤俊雄		
	会計責任者	谷川原宏		佐々木敬策		

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	内	旧	容	届出年月日
政治団体の名称	主たる事務所の所在地	潟上市天王字蒲沼七十四番地二十四		潟上市天王字鶴沼台十九番地		平成十八年七月三日
亀井義信後援会	会計責任者	佐々木 晶範		加藤市夫		"
平賀真後援会	代表者	三浦七郎		三浦 繁		平成十八年七月五日
湯沢市すぎき俊夫後援会	会計責任者	鈴木洋子		石山 宏一		平成十八年七月十二日
石橋一則後援会	会計責任者	石橋一則		藤谷 誠		平成十八年七月二十日
会ふたつ寺田すけしる後援会	代表者	藤田信夫		藤田隆雄		平成十八年七月二十六日

上小阿仁村北林照助後援会	代 表 者	大 沢 忠 雄	石 上 庄 之 恵	平成十八年七月二十八日
--------------	-------	---------	-----------	-------------

秋選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十八年七月一日から同月三十一日までの

間に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十八年八月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
小笠原充宏後援会	小笠原 充 宏	平成十八年三月三十一日	平成十八年七月十二日
潟上市の将来を考える会	伊 藤 利 通	"	平成十八年七月三日
佐藤幸孝後援会	佐 藤 幸 孝	平成十八年六月三十日	"
正友会	佐 藤 近 美	平成十七年十二月三十一日	平成十八年七月七日
町を明るくする皆の会	嶋 田 満 雄	平成十八年六月三十日	"
比内町北林照助後援会	麓 淳 二	"	平成十八年七月十日
湯沢市すずき俊夫後援会	加 藤 忠 三	平成十八年六月二十一日	平成十八年七月十二日
梅邑長之助後援会	梅 井 繁 雄	平成十八年三月三十一日	平成十八年七月十四日
齊藤義孝後援会	齊 藤 修 太 郎	平成十八年六月三十日	"
新山まさき後援会	鈴 木 良 衛	平成十八年三月三十一日	平成十八年七月十九日

秋選管告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十八年八月十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨
1 収入及び支出のある団体
(1) その他の政治団体
政治団体の名称 正友会（平成17年分）

報告年月日 平成18年7月7日
ア 収入・支出の総額 3,410円
(ア) 収入総額 3,410円
前年からの繰越額 0円
本年の収入額 0円
(イ) 支出総額 3,410円

イ 収入・支出の内訳
 (ア) 支出の内訳
 政治活動費 3,410円
 機関誌等の発行事業 3,410円
 合 計 3,410円
 政治団体の名称 比内町北林照助後援会(平成18年分)
 報告年月日 平成18年7月10日
 ア 収入・支出の総額
 (ア) 収入総額 387,820円
 前年からの繰越額 387,820円
 本年の収入額 0円
 (イ) 支出総額 387,820円
 イ 収入・支出の内訳
 (ア) 支出の内訳
 政治活動費 387,820円
 寄附・交付金 387,820円
 合 計 387,820円
 政治団体の名称 湯沢市すずき俊夫後援会(平成18年分)
 報告年月日 平成18年7月12日
 ア 収入・支出の総額
 (ア) 収入総額 21,800円

前年からの繰越額 21,800円
 本年の収入額 0円
 (イ) 支出総額 21,800円
 イ 収入・支出の内訳
 (ア) 支出の内訳
 政治活動費 21,800円
 寄附・交付金 21,800円
 合 計 21,800円
 政治団体の名称 梅思長之助後援会(平成18年分)
 報告年月日 平成18年7月14日
 ア 収入・支出の総額
 (ア) 収入総額 5,138円
 前年からの繰越額 5,138円
 本年の収入額 0円
 (イ) 支出総額 0円
 2 収入及び支出のない団体
 (1) その他の政治団体
 政治団体の名称 報 告 年 月 日
 小笠原充宏後援会 平成18年7月12日

湯上市の将来を考える会	平成18年7月3日
佐藤幸孝後援会	"
町を明るくする皆の会	平成18年7月7日
齊藤義孝後援会	平成18年7月14日
新山まさき後援会	平成18年7月19日

秋選管区法第八十号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、表示する。

平成十八年八月十一日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体		代表者氏名	届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地		
小笠原 充 宏	鹿角市長(候補者とならうとする者)	小笠原充宏後援会	鹿角市和田大湯字上ノ湯二十八番地五十	小笠原 充 宏	平成十八年七月十二日

発行者 秋 田 県 秋田市山王四丁目一番一号
 印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号
 印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号
 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)